

ほくとしこぶちさわちくかつせいかけいかく  
北杜市小淵沢地区活性化計画

山梨県、山梨県北杜市

平成22年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	北杜市小淵沢地区活性化計画	市町村名	北杜市	地区名	小淵沢地区	計画期間	平成22年度～平成26年度
都道府県名	山梨県						

## 目標

農林業従事者の高齢化や後継者の不足により地域の活力が低下しているため、都市住民との交流の促進により地域の活性化を図る。具体的にはワイナリーを整備し地産のワインをPRすることにより、小淵沢地区に都市住民を呼び込み、地域内における交流人口の増加を図る。また、ワイン用ブドウを栽培することにより、同地区の農業を活性化していく。数値目標として、地域産物であるワインを計画期間内に21.72t販売、地域への入り込み客数として計画期間内に6,257,376人を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要

北杜市は山梨県の最北部、八ヶ岳南麓に位置している。小淵沢地区は北杜市の西北に位置しており、夏でも涼しい気候と恵まれた自然環境を有している。JR中央線とJR小海線の2つの鉄道が利用できる駅と中央自動車道のインターチェンジがあるという立地条件により、北杜市のリゾートの玄関口となっている。冷涼な気候条件を活かし、高冷地野菜やそば、豆類等の作付が行われているが、農林業従事者の高齢化や後継者不足が進み、地域の活力が低下している。

### 現状と課題

小淵沢地区は交通の便が整っており、都市部から北杜市を訪れる人の玄関口となっており、特に東京からは日帰り圏内である。避暑地やリゾート地としては一定の需要があるが、農林業従事者の高齢化や後継者の不足により地域の活力が低下している。同地区は恵まれた自然環境を有し、都市部の人と農作物を通じた交流による地域活性化が図れる地域であるため、同地区を整備していくことが求められる。

### 今後の展開方向等

農林業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域の活力が低下する中、恵まれた立地条件を有する小淵沢地区を活用した地域活性化を目指すこととする。具体的にはワイナリーを建設し、地産のワインをPRすることにより、小淵沢地区に都市住民を呼び込み、交流による地域活性化を図る。また、ワイン用ブドウを栽培することにより、同地区の農業を活性化していく。活性化計画終了年度の翌年度には目標達成状況を検証し、事業の成果を振り返るとともに、今後の対応についての検討材料とする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別の別	備考
北杜市	小淵沢地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	株式会社 レ・パ・デュ・シヤ	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
北杜市	小淵沢地区	農山漁村活性化施設整備備附事業	株式会社 レ・パ・デュ・シヤ	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

北杜市は観光圏整備法により八ヶ岳観光圏として認定されており、同観光圏に含まれる他の地方公共団体(長野県富士見町、長野県原村)と連携し、広域的な観光を展開する。

### 3 活性化計画の区域

小淵沢地区(山梨県北杜市)	区域面積	3,292ha
<b>区域設定の考え方</b>		
<p>①法第3条第1号関係： 区域面積3,292haのうち、農用地及び林地の面積が2,601haであり、区域面積の79%を占めている。 また、全就業者数に対する農林漁業従事者の割合は、14%となっている。(全就業人数3,111人：農林漁業従事者438人) 農林漁業が重要な事業となっている地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 農林業センサスによると、平成12年の小淵沢地区農家人口は1,724人、平成17年の小淵沢地区農家人口は1,580人となり、減少傾向にある。 また同地区の高齢化率は、27.6%となっている。 地域の高齢化・農林業者の後継者不足傾向からみて、当該地域の活性化のために地域間交流を進めることは有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該地域は都市計画区域外に属し、小淵沢地域の市街化地域を除いた面積で設定している。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地目			新たに権利を取得するもの				既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考	
	地番	登記簿	現況	地積(m <sup>2</sup> )	権利の種類(※1)		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別		市民農園施設 種別(※3)
					種類(※1)	面積	氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	所要面積		工事期間	備考
			建築面積	所要面積		
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

専 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画は、ワイナリーの建設を通して都市住民との交流を促進することにより、地域の活性化を図ることを目標としている。計画終了翌年度に、施設管理者で把握する来客者数やワイン販売量、市役所観光課が集計する当該地区の入り込み客数等のデータを基に、北杜市の農業関係有識者において評価を行うこととする。

評価結果については市と県において検証を行うとともに、結果を公表する。